

～地域の資金循環を促し、地域課題解決を実現する
市民による地域のためのファンド設立・運営サポート助成～

地域の資金循環とそれを担う組織・若手支援者を生み出す人材育成事業

2021年度 実行団体公募要領



2022年4月

一般社団法人 全国コミュニティ財団協会

— はじめに —

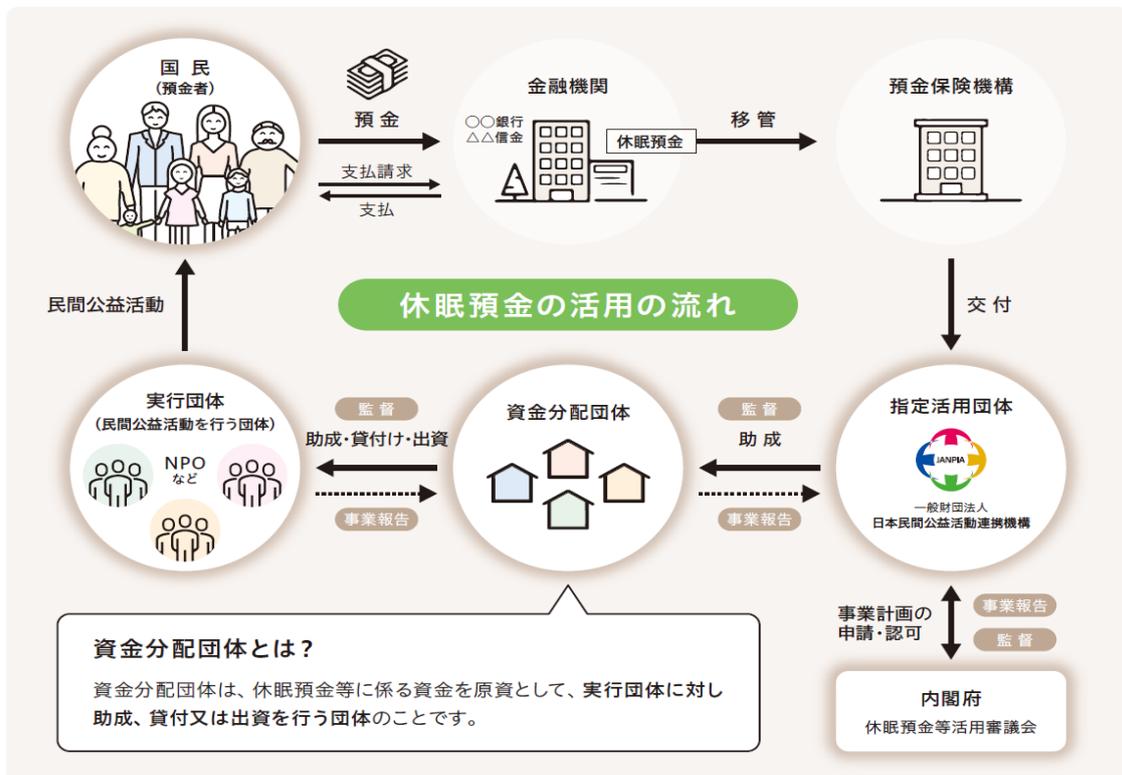
本助成事業は、休眠預金等交付金に係る資金を活用した事業(以下、「休眠預金等活用事業」という。)として行う事業です。

一般社団法人 全国コミュニティ財団協会は「地域の中小企業の社会事業化を支援する若手支援者の育成事業」を提案し、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(平成 28 年法律第 101 号)(以下、「同法」という。)における資金分配団体(以下、「資金分配団体」という。)として採択され、指定活用団体である一般財団法人日本民間公益活動連携機構(以下、「JANPIA」という。)からの助成を受けて本助成事業を実施します。

本公募要領は、以下の 2 部構成となっております。まずは第 1 部より、本助成事業の概要を理解いただき、その上で第 2 部の休眠預金事業に基づく助成事業の特徴をご確認ください。

- 第 1 部** 公募概要 (本事業に係る公募の概要)
- 第 2 部** 公募要領詳細 (休眠預金に基づく助成事業の概要)

<休眠預金の活用の流れイメージ図>



出所：一般財団法人日本民間公益活動連携機構ホームページより

第1部 公募概要

1) 事業趣旨及び実行団体に期待する活動概要

地域においては人口減少や少子高齢化によって様々な社会課題が増加している中、コロナ禍によって、経済活動停滞に伴う雇用喪失、生活困窮者の増加などがより深刻な課題となって現れています。その解決の一手として、地域のソーシャルキャピタルの基盤である NPO 等の草の根による社会的事業の実施と合わせて、地域経済の基盤である中小企業の社会事業への進出（ソーシャルビジネス化）による課題解決と事業継続を図り、民間による社会的事業の担い手を拡大する必要があります。しかしながら、それを資金面も含めてバックアップする、当該地域に対する理解の深い支援者や支援組織が不足しています。

そこで本助成事業では、全国の地方都市において、「地域の課題解決を支える地域の資金循環（ファンド）機能とそれを担う組織及び若手人材を生み出し、育む事業に対するスタートアップ支援助成（組織の3区分はP5～6「第1部7」対象となる団体参照）」を行います。これにより助成先が、助成期間中に資金仲介組織として自律的に経営できる状況まで成長することを目指します。

なお、ここで言う「地域の課題解決に取り組む社会事業」や「中小企業の社会事業進出（ソーシャルビジネス化）」は空き家対策、耕作放棄地活用、獣害防止、独居高齢者支援、買い物難民支援、教育格差の是正などから困窮者支援、障害者雇用、LGBT等の性的マイノリティ支援、子育て支援、フードロス対策等の幅広い地域課題に対応します。地域固有の課題の存在や、優先して解決すべき課題は地域によって異なるため、上記に限定されるものではありません。

助成先には、助成期間が終了するまでに寄付や社会的投資等の募集を通じた資金仲介によって累計2,000万円を超える実績を目標として頂きます。また、支援先に関する調整（案件形成）を行い、4件以上の新規事業創出を含む支援実績を目指して取り組むことで、終了後には寄付や社会的投資等の仲介を主として自立的な事業になることを目指して頂きます。また、将来的には休眠預金活用事業の資金分配団体としても活躍することを期待しています。

また、寄付を募るだけでなく「社会的投資」を扱うなどの取り組みの他、地域の金融機関や行政機関等とも連携して、域内における資金支援を軸とした社会的事業支援のためのエコシステム（生態系）の形成の展開もぜひ視野に入れて頂きたいと考えています。

申請前にはぜひ個別相談を利用して頂き、この公募に関する相互理解の機会を活かして頂ければ幸いです。皆様のご応募をお待ちしております。

2) 対象となる事業

「地域の課題解決に取り組む社会事業」や「中小企業の社会事業進出」を持続的に支援するため、助成期間中に実施する以下の3点の実現を目指す事業を対象とします。

事業趣旨を踏まえた上で、実行団体の知見を活かした独自提案も歓迎します。

事業の要件	想定される事業内容
(1) 資金仲介	<p>多様な市民の寄付などを元に、社会的事業を支えるための以下のような資金支援を行うファンド機能をつくります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業・領域・分野等を指定した基金を設置し、寄付金を募った上で助成を行う事業 ✓ 社会的投資等の案件を形成し、資金調達を支援する事業 ✓ その他、上記を呼び水として、金融機関等から融資や出資等を働きかける取り組み など
(2) 伴走支援	<p>資金仲介先が自律して事業を継続できるように以下の観点に基づく寄り添った支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 資金仲介先の社会的事業（また組織）が持続的に課題を解決するための経営支援 ✓ 資金仲介先の取り組む事業の目標達成のため、多様な地域内外のプレイヤー等との協働・連携の支援 ✓ 助成や支援期間終了後を見据えた資金調達及び出口戦略の支援 ✓ 経営者やリーダー、従業員たちの悩みや困りごとの相談対応の支援 など
(3) エコシステム形成	<p>(1) (2) の効果をより高め、地域の社会的事業創出を面として支えるため、以下のような制度・仕組みを多機関連携・協働によって生み出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域の金融機関や行政機関等と連携を図り、資金支援を軸とした社会的事業の支援制度を構築する事業 ✓ 地域の多様な機関と連携を図り、資金仲介先へのボランティア・プロボノ参加を促進する人材マッチング事業 など

※本助成金を活用して直接資金仲介すること（助成金の提供、融資・出資の実行）はできません。

資金仲介は寄付を原資として集めることを中心に行ってください。

※実行団体が直接的に地域課題の解決に取り組む事業は対象外です。課題解決に取り組む団体に資金仲介を通じて支援する事業をご提案ください。

3) 目指す成果（中長期アウトカム）

本助成事業として目指している成果は以下のように定義します。個別の組織において目指す成果の設定はあるかと思いますが、類似する成果を目指されている事業を公募します。

実行団体が所在する地方都市において、実行団体による支援が確立し、地域における立ち位置をもって支援を展開している。それにより、地域課題に対応した中小企業やNPO等による社会的事業が年々展開されており、特に住民の暮らしやウェルビーイング改善の面で成果が出ている。また、それにより雇用の拡大が実現した地域となっている。さらに、全国の資金支援組織やコミュニティ財団が繋がり、相互の情報交換、研鑽、事業連携などが起こる基盤ができている。

4) 助成期間

2022年7月1日～2025年2月28日

（原則として複数年度、2022年度から2024年度末までの3カ年）

5) 助成金額総額／1団体あたりの助成額

助成金総額：8,800万円（評価関連経費を除く）

1団体あたりの助成額：上限2,200万円（3年間の総額／評価関連経費を除く）

※助成事業に対する評価（事前評価・中間評価・事後評価）を実施していただきます。そのため
の経費として、上記とは別に評価関連経費（助成金額の5%以下）が助成されます。

※休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みとして、事業に係る経費の20%以上は、自己資金又は民間からの資金確保が原則です。ただし、財務状況や緊急性がある場合には、特例的にその理由を明示していただき、自己負担分を減じることを検討します。

6) 採択予定実行団体数

4組織程度を予定

7) 対象となる団体（P19「第3章1.申請資格要件」もご覧ください）

次頁のa～cのいずれかに該当する組織を対象とします。

a) 【設立母体組織型】

申請組織は、すでに設立された組織であり、資金仲介事業を展開する組織の分離独立を念頭に置いて、本助成を受けていずれ新規組織の立ち上げを目指す事業

b) 【設立準備組織型】

申請組織は、準備会や任意団体等（いわゆる組織の設立前）で、申請組織自身が、資金仲介事業を展開するものであり、本助成を受けて組織の設立及び事業の展開を目指す事業

c) 【事業拡張型】

申請組織は、すでに設立された組織であり、助成を受けて申請組織の一つの事業として、資金仲介事業を実施中、若しくは新規の立ち上げを目指す事業（分離独立は当面予定しない）

※いずれも法人格の有無及び種類は問わず、従来の非営利系の法人格のほか、株式会社等でも申請は可能です。組織等としての事業実績を問いませんが、中心者に本事業の実施にかかわる実績や経験を有する人材が含まれていることが望ましいです。

8) 対象となる地域

日本国内（全国の地方都市 + 重点地域：青森県、秋田県、山形県、群馬県、茨城県、山梨県、香川県、徳島県）

9) その他の本事業において求める特徴的な要件

40歳未満の若者の関与	理事会の理事等、事務局長等の事業責任者等の立場において、1～2人程度の参画があること。
資金仲介の事業実施	助成期間中（3年以内）に2000万円の資金仲介を目指す。資金仲介にかかる収入に関しては寄付の取扱いを原則とし、同支出に関しては助成ないしは社会的投資を含む。
ローカリティの重視	事業の範囲が市町村や都道府県の行政区域単位ないしは行政区域を跨いだ生活・文化・経済圏域であり、地域に密着し、地域のために行われる取り組みであること。
営利・非営利によらない社会的事業の支援	本助成事業の対象となる組織の活動は、従来の非営利活動に限定をせず、「地域の課題解決×営利的事業」という組み合わせも含めて支援を対象に含めることができるものとする。地域の課題を定義し、その解消のために執り行われる様々な取り組みに対する資金支援等を行うなかで、非営利的な手法に限定せず、営利的な手法も含めることとする。
組織基盤の構築	事業の有用性及び組織の持続可能性を高めるため、案件組成に当たっては初年度には地域課題の調査分析をすること。また、

	助成期間中に中期計画を策定し、当協会策定のガイドラインに基づく自己評価を行い、組織体制を整えることとする。
市民の参加・参画	実行団体内のメンバーだけでなく、事業対象地域の多様な市民・事業者・機関と問題意識や期待を共有し、参加を得ながら進めていくこととする。

10) 想定される事業のロードマップ

本事業では、2022年度から2024年度の3カ年かけて、地域内の資金循環の仕組みをつくっていただきます。一般的には、コミュニティ財団、市民ファンドと呼ばれる機能を形成していくわけですが、既存の組織・事業・機能にとらわれず、「地域性」と「市民性」を軸に置いた上で、その地域に適した資金循環機能の形成にチャレンジをしていただきたいと考えています。

以下は、どのような展開が想定されるのか一例を示したものです。これに縛られることなく、どのように事業を展開するかご提案ください。

一年目…地域のさまざまなステークホルダーを訪ね、問題意識や関心を分かち合い、どのような組織、資金循環の仕組みが地域にとって必要なのかを探求していき、組織（財団）設立のための寄付集めが開始できることを期待します。

二年目…組織を設立し、集められた寄付をもとに、地域にとって必要なテーマ・領域・事業分野に対する助成を始めとした資金仲介を実施し、最初の案件形成を行います。同時に最初の支援先に対する経営支援も手掛けます。

三年目…より多くの資金が地域に循環するよう、組織のファンドレイジング機能を強化、またプログラムオフィサー（助成事業担当者）としての力量を形成していきます。そして、地域内で社会的事業を支えるエコシステム形成にも着手し、行政、金融機関や大学等の連携するパートナーを増やしていきます。

また、事業を展開していく上で、当協会では以下の非資金的支援（伴走支援）を行います。

- ✓ 伴走支援チーム（当協会理事及びプログラムオフィサー、また会員財団）による個別支援（オンラインや現地での個別相談・助言、実行団体内の会議進行など）
- ✓ 実行団体のニーズに応じた合同研修会による、学びと交流の機会づくり
- ✓ オンラインコミュニケーションツールを活用した日常的な相談対応
- ✓ 休眠預金制度特有の事務作業の支援（バックオフィスサポート）
- ✓ ファンドレイジング、評価など各種専門家の紹介

その他、事業計画実現に向けての支援を実施します。

11) 選定基準について

以下の選定基準に基づき公募による選定を行います。

選定基準	概要
事業の妥当性	社会状況や課題の問題構造の把握が十分に行われており、資金分配団体が設定した課題に対して妥当であるか。また、それが対象地域の実情を捉えており、その課題解消が地域の成長に繋がるものか。
市民性と運動性	特定の対象層への支援だけではなく、多様な人々に問題意識や関心を共有し、地域社会との信頼形成につながる民主的な参加のあり方、支援のあり方が計画されているか。
実行可能性	業務実施体制や計画、予算が適切か。中心者の過去の経験や実績、域内のネットワークが実行力を担保するものであるか。
継続性	助成終了後の計画（出口戦略や工程等）が具体的かつ現実的か。
先駆性(革新性)	事業実施地域において、新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか。
波及効果	事業から得られた学びが組織や地域、分野を超えて課題の解決につながることを期待できるか。
連携と対話	多様な関係者との協働や事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか。
ガバナンス・コンプライアンス	事業計画書に示す事業を適確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えているか。
実施地域	全国を対象に募集するが、人口減少などの課題が顕著で、資金仲介型機能をもつ組織の事業が確認されていない地域であるか。(特に、P6「第1部8) 対象となる地域」に示す重点地域を優先する)

■その他選定時の留意事項

- ① 国又は地方公共団体から補助金又は貸付金（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む）を受けていない事業の中から助成対象事業を選定します。
- ② 他の助成財団から助成等を受けている団体が、同一事業について、助成等を受けることは可能とします。
- ③ 本事業により助成する民間公益活動による社会的成果の最大化の観点を重視します。そして、社会の諸課題やそれを解決するための手法の多様性に対応できるようにしていく観点から、特定の地域に偏らないように配慮するとともに、分野について配慮します。また、優先的に解決すべき社会の諸課題の分析及びその解決の取り組みにあたっては、ジェンダー平等、社会的弱者への支援等、社会の多様性に十分配慮する。さらに、分野の垣根を越えた関係主体の連携を伴う民間公益活動や、ICT等の積極的活用等、民間の創意と

工夫が具体的に生かされており、革新性が高いと認められる実行団体を優先的に選定します。

- ④ 2021年度新型コロナウイルス対応支援枠と重ねての申請も可能ですが、同一事業についてコロナ対応支援枠と通常枠に申請することはできません。
- ⑤ 今回申請する事業と、同時期に他の資金分配団体へ申請している又は申請する予定の事業は、別事業であることが必要です。(採択結果が分からない段階で、複数の資金分配団体に同一事業の申請をすることはできません。)
- ⑥ 今回申請する事業と、既に休眠預金事業として採択されている事業とは別事業であることが必要です。

■その他

- ① 申請書類の作成等選定までに要する、および選定後資金提供契約締結までに要する全ての費用については、各申請団体（実行団体に申請する団体。以下同じ）の負担となります。
- ② 審査の結果、実行団体に指定されなかったことによる一切の損害等について弊団体が責任を負うものではありません。

12) 公募のプロセスとスケジュール

- 公募期間：2022年4月1日（金）～5月31日（火）正午締切
- 審査期間：2022年5月31日（火）～6月下旬
- 事前ヒアリング：2022年6月1日（水）～10日（金）（オンライン）
- 面接審査：2022年6月15日（水）終日（オンライン）
- 結果通知：2022年6月下旬（文書通知）
- 内定団体説明会：2022年6月下旬
- 契約締結：2022年7月1日（金）
- 助成金支払い：2022年7月中予定

※1. 公平で公正な審査のため、第三者の外部専門家等から構成される審査会議において審査が行われます。

※2. 申請団体が多数となった場合、その後の事前ヒアリング等の審査プロセスに進む団体にご連絡をします。

※3. 審査対象となった団体においては、上記期間においてオンラインでの個別ヒアリングを行います。ヒアリングの時間等は別途、お知らせいたします。また、その後、面接審査をオンラインにて6月15日に行います。事業責任者、担当者は必ずご出席ください。（プレゼンテーション5分、質疑応答20分…計25分予定）

※4.審査の結果は申請団体に対し、文書にて通知します。また、選定結果の情報は、P23「第2部：第3章 6.審査結果の通知と公開」に基づき公表します。

■公募説明会

以下のとおりオンラインまた現地での公募説明会を開催します。説明会への参加は必須ではありませんが、事業の目的・趣旨などの説明をしますので、申請をご検討される場合は可能な限りご参加くださいますようお願いいたします。

➤ オンライン説明会

開催日時：~~2022年4月11日（月）10時～11時、4月15日（金）14時～15時~~

申込方法：<https://forms.gle/CB2PjgJU5Ukh91ZG9>

録画映像の公開先：<https://youtu.be/5oGoNEoDtg8>

➤ 現地説明会

重点地域の複数箇所にて、現地説明会とともに休眠預金制度及び地域の資金循環に関するセミナーを開催します。詳細はウェブサイトでご確認ください。

<https://www.cf-japan.org/newspress/895/>

➤ 事前相談会

申請前のオンラインでの事前相談会への参加を原則必須とします。本助成事業は、地域課題解決事業への直接的な支援ではなく、そのような事業を支援するための資金仲介を軸とした支援機能（ファンド）を地域につくっていくものです。また、実施事業に対する社会的インパクト評価を実施するなど、通常の助成事業と異なる部分もあることから、事業計画を組み立てていく申請時点から当協会として伴走を行っていきます。

ただし、審査は第三者の外部専門家等から構成される審査会議にて行われるため、事前相談したことが選定に結びつくわけではないことをご了承ください。

実施期間：2022年4月11日（月）～5月30日（月）のうち平日10時～17時 ※要予約

相談時間：概ね60分を予定 ※60分以上を希望される場合、申込時に記載ください

申込方法：<https://forms.gle/E3s9YdqA8GtHmkQD8>

13) 提出書類

<助成申請様式1～10>

（様式1）助成申請書 ※以下の別紙1～4の書面を含みます。

- ✓ 別紙1. 欠格事由に関する誓約書



- ✓ 別紙2. 業務に関する確認書
- ✓ 別紙3. 情報公開同意書
- ✓ 別紙4. 申請に関する誓約書

(様式2) 団体情報

(様式3) 事業計画書

(様式4) 資金計画書

(様式5) 役員名簿※

(様式6) ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書

(様式7) 事業構成員のうち、若者にかかる略歴（実績・経験）※

(様式8) 事業実施責任者の略歴（実績・経験）※

(様式9) 自己資金に関する申請書（該当団体のみ）

(様式10) 申請書類チェックリスト

- ・コンソーシアムに関する誓約書（該当団体のみ）
- ・コンソーシアム協定書(案)（該当団体のみ）

※様式5と7、8は個人情報を含むため、提出時にはファイルに必ずパスワードをかけてください。パスワードは、ファイルとは別に資金分配団体へ専用フォームにて送付してください。

パスワード送信用フォームはこちら <https://forms.gle/1XPTZ6hc5h1BjjH7A>

< 団体情報に関する書類 >

- 定款（定款の作成義務がなく、定款を作成していない場合には規約等、若しくは設立趣意書等団体の目的がわかるもの）
- 登記事項証明書（登記していない場合には団体成立の年月日、役員の就任の年月日、商号・正式名称、本店・本部所在地などを記載した任意書式の書面）
発行日から3か月以内の現在事項全部証明書の写し
- 事業報告書（過去3年分）
※設立から3年未満の団体においては、提出可能な期間分について提出

< 決算報告書類（過去3年分） >

設立から3年未満の団体においては、提出可能な期間分について提出してください。
監事及び会計監査人による監査報告書は監査を受けている場合は提出してください。

- 貸借対照表
- 損益計算書（活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等）
- 監事及び会計監査人による監査報告書

< ガバナンス・コンプライアンス体制の確認 *申請時 >

ガバナンス・コンプライアンス体制の確認については、別添1（P31～P34）を参照してくだ

さい。

●事業実施期間中を通じての体制整備が必要となる場合の段階的な取組みのイメージ

- ・定款への規定や業務フローなど、ルールが明確であり組織内で周知されている
- ・実質的に業務履行が可能な体制であること

⇒ 規程類の整備については組織規模等の必要性に応じて進めるものとします。

例) 組織規模が大きい場合には組織全体への周知を目的に規程類を整備し組織内外に周知する、小規模な組織では規程類整備等に過度な時間を割くことなく実効性のある体制整備を軸に定款などへの反映、最小限のルールなどを用意し組織内で徹底など

【資金提供契約書締結時までに確認をしておきたい事項】

○適切な資金管理を実現する体制

○資金提供契約で求められる各事項を履行できる体制

⇒ 経理会計の担当者の配置、経理責任者による管理体制、理事会の運営など、組織としての意思決定の体制の確保

【事業実施期間中を通じて段階的に整えていく事項】

・理事の職務権限に関すること・職員の給与支払い、就業に関するルールの整備

⇒ ソーシャルセクターで活躍する人材の確保・育成、就労環境の整備は事業の持続可能性向上の視点からも重要!

・コンプライアンス体制・内部通報者保護・利益相反防止・倫理に関すること

・情報公開に関すること・文書管理に関すること・事務局運営のルール・リスク管理に関すること・監事に関すること

※段階的な体制整備において考慮される要素

・助成実績の経験値（有無、年数、助成額の規模感）・専門性を有するメンバーの在籍の有無・団体の法的なステータス（法人形態、任意団体等）

※経理の専任者の有無、団体運営の実務経験を有する職員の在籍の有無他

・団体運営をサポートする体制・現状（業務の外部委託等の状況）

<その他の参考となる資料>

団体パンフレットや広報誌等、参考となる資料があれば提出してください。

<コンソーシアムで申請の場合>

幹事団体は上記申請書類に加えて、以下の書類を提出してください。

- コンソーシアムに関する誓約書（登録印の押印が必要）

※別紙 1. 欠格事由に関する誓約書、別紙 2. 業務に関する確認書、別紙 3. 情報公開同意書を含みます。

また、幹事団体以外の各構成団体についても幹事団体と同様、以下の書類を用意し、幹事団体が構成団体ごとに zip ファイルで取りまとめた上、提出してください。

ガバナンス・コンプライアンス体制の確認については、別添 1 を参照してください。

- ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書
- 役員名簿

14) 提出方法

指定アドレス宛に電子メールで提出書類すべてを zip 形式で送付してください。郵送での申請受付は行いません。件名は「【申請】CFJ 休眠預金事業 2021 年度通常枠」としてください。

申請の提出先アドレス：kyumin_grant@cf-japan.org

※2022 年 5 月 31 日（火）正午必着

※提出前に事前相談会に 1 回以上の参加をお願いします（zoom によるオンライン開催）。

15) お問い合わせ先

資金分配団体名：一般社団法人 全国コミュニティ財団協会

法人所在地：岡山県岡山市北区表町 1 丁目 4-64 上之町ビル 3 階 岡山 NPO センター内

電話番号：070-4462-7600（担当：石本）

メールアドレス：kyumin_grant@cf-japan.org

ウェブサイト：<https://www.cf-japan.org>

お問い合わせ：月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 9：00 ～ 17：00

※お問い合わせは、時間の余裕をもってお願いいたします。

第2部 公募要領詳細

目次

第1章 休眠預金等に係る資金を活用した実行団体の公募について	16
1. 趣旨.....	16
2. 休眠預金等交付金に係る資金の活用によりめざす姿.....	16
3. 休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則.....	17
4. 実行団体に期待される役割.....	17
第2章 助成方針・助成対象事業について	17
1. 助成方針等.....	17
2. 助成金.....	18
3. 優先的に解決すべき社会の諸課題.....	19
第3章 公募申請手続きについて	20
1. 申請資格要件.....	20
2. 公募期間・申請方法・申請に必要な書類.....	21
3. 経費について.....	21
4. 選定の流れ.....	22
5. 選定基準等.....	22
6. 審査結果の通知と公開.....	23
7. 選定後について.....	24
第4章 本助成事業に求める要件等について	26
1. 実行団体の基盤強化について.....	26
2. 事業の評価.....	26
3. 実行団体に対する監督について.....	27
4. 外部監査の実施.....	28
5. 助成金の目的外使用の禁止・財産の処分制限.....	28
6. 選定の取消し等.....	28
7. 助成金の返還.....	29
8. 加算金及び延滞金.....	29
9. 不正等の再発防止措置.....	29
10. 情報公開.....	30
11. 資金提供契約.....	30
第5章 その他	30

1. 説明会の開催	30
2. 問い合わせ先	30
別添 1. ガバナンス・コンプライアンス体制の整備に関する事項	31
別添 2. コンソーシアムでの申請	35

第1章 休眠預金等に係る資金を活用した実行団体の公募について

1. 趣旨

我が国においては、人口減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が生じており、国民生活の質や水準への影響等、様々な社会課題に直面しています。

加えて、東日本大震災から10年の節目を迎える2021年においても同震災の影響は残っています。さらに、新型コロナウイルス感染拡大の影響は続いており、生活上の困難を抱える人々の増加など、行政では対応困難な社会課題が増加しています。また、こうした社会課題の中には、法制度や予算等の仕組み上、行政の執行になじみにくく、既存の施策では十分な対応が困難であり、国及び地方公共団体では対応が困難な課題が多くあります。

これらの社会課題の解決に資するため、10年以上入出金等が確認できない預金等について、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、民間公益活動を促進するために活用することとした「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）」（以下「法」という。）が、平成30年（2018年）1月1日に全面施行されて3年が経過しました。

一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下「JANPIA」という。）が、同法に基づく指定活用団体として、民間公益活動を行う団体（以下「実行団体」という。）に対して助成を行う資金分配団体について、2021年度の第2回目の公募（通常枠）をした結果、私たち一般社団法人全国コミュニティ財団協会が採択されました。

2. 休眠預金等交付金に係る資金の活用によりめざす姿

休眠預金等交付金に係る資金（以下「休眠預金等に係る資金」という。）の活用による目的は、以下の2点です。

- 1) 国及び地方公共団体が対応することが困難な社会課題の解決を図ること
- 2) 民間公益活動の自立した担い手の育成並びに民間公益活動に係る資金を調達することができる環境を整備すること

これらの目的を達成することで、

- 1) 社会課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みが構築され、
- 2) 資金分配団体や、実行団体が民間の資金を自ら調達して事業の持続可能性を確保し、
- 3) 社会課題の解決に向けた取組が強化されていくことで、我が国の社会課題解決能力の飛躍的な向上、および国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献することも期待されます。

本事業の財源である休眠預金等は国民の資産であることから、国民をはじめとするステークホルダー（多様な関係者）に対する事業の透明性や説明責任を果たすとともに事業に

よる成果の可視化も求められますので、そのため事業評価の実施も重視します。また、民間公益活動の持続可能性を担保するために、民間公益活動を担う組織能力強化を目的とした伴走支援に重点をおいています。

3. 休眠預金等に係る資金の活用に応じた基本原則

休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針（平成 30 年 3 月 30 日 内閣総理大臣決定）において「休眠預金等に係る資金の活用に応じた基本原則」が定められています。

この基本原則に基づいて、休眠預金等に係る資金を活用する指定活用団体、資金分配団体、実行団体等は業務を遂行することが求められます。基本原則は以下の 9 項目から構成されています。

- (1) 国民への還元、(2) 共助、(3) 持続可能性、(4) 透明性・説明責任、(5) 公正性
(6) 多様性、(7) 革新性、(8) 成果最大化、(9) 民間主導

4. 実行団体に期待される役割

社会の諸課題は現場から上がってくることが多いことから、実行団体には、事業の実施により社会の諸課題を解決するだけでなく、そうした課題を可視化するとともに、現場のニーズ等を資金分配団体等にフィードバックし、本制度の改善につなげていただくことを期待しています。

実行団体に期待される役割は以下のとおりです。

- ① 行政の縦割りに「横串」を刺す、あるいは公的制度のいわゆる「狭間」に位置している具体的な社会の諸課題を抽出し、可視化する。
- ② 成果に着目しつつ休眠預金等に係る資金を効果的・効率的に活用し、社会の諸課題の解決に向けた取組を推進する。
- ③ 民間の創意・工夫を十分に活かし、複雑化・高度化した社会の諸課題を解決するための革新的な手法を開発し、実践する。
- ④ 自ら行う民間公益活動の成果評価を実施し、民間公益活動の見直しや人材等の資源配分への反映等、民間公益活動のマネジメントの中で評価を有効に活用する。
- ⑤ 現場のニーズや提案、事業成果等を資金分配団体から JANPIA にフィードバックすることにより、本制度の一層の改善につなげる。

第 2 章 助成方針・助成対象事業について

1. 助成方針等

- (1) 実行団体に対する助成の方法は、資金分配団体である弊団体（以下、「弊団体」という。）の 2021 年度事業計画の範囲内で、実行団体が提出する事業計画の内容を踏まえて決定

します。

- (2) 期待された社会的成果が達成できない可能性も想定し、適切なリスク管理を行っていただきます。
- (3) 実行団体の選定に際しては、事業の特性に応じ、休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みとして、補助率(※)を設定し、事業に係る経費の20%以上は、自己資金又は民間からの資金の確保を原則とします。ただし、財務状況や緊急性がある場合には、特例的にその理由を明示していただき、自己負担分を減じることを検討しますが、複数年度の事業においては、助成終了後の事業継続を見据えて事業の最終年度には補助率を原則である80%以下にさせていただきます。

※補助率については下記をご参照ください。

- (4) 弊団体は、複数年度にわたる助成を行います。ただし、原則として最長で2025年2月末までとし、別途資金提供契約(資金分配団体と各実行団体が締結する契約)に定めることとします。
- (5) 実行団体は、助成額の一部を管理的経費に充てることを可能とします。当該管理的経費は、役職員の人件費等や管理部門等の管理経費、事務所の家賃等に要する経費で、当該業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費とし、助成額の最大15%とします。

総事業費の中で人件費を対象とする場合は、その旨と人件費水準等(人件費の幅または平均値)を特記してWebサイト上で公表することを資金提供契約に定めることとします(「第3章3.経費について」参照)。

- (6) 助成金の支払いは、資金提供契約に基づき概算払いで行います。複数年度にわたる事業の場合には、申請時に複数年度にわたる事業計画と資金計画等の提出が必要です。ただし、助成金の支払いは年度ごとに確定し精算するものとします。(「第3章7.選定後について(3)総事業費の管理と助成金の支払い」を参照)

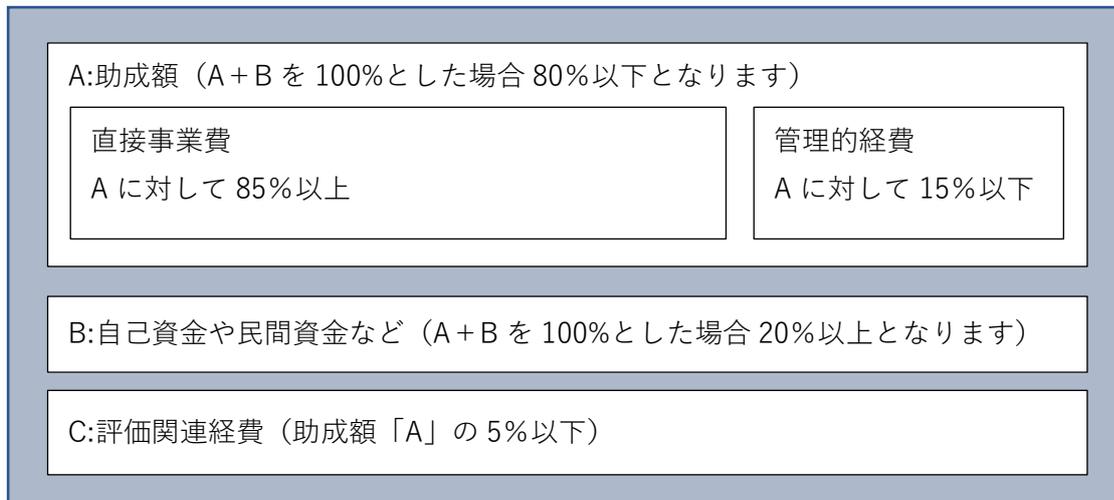
2. 助成金

弊団体からの助成金は、①実行団体の助成に必要な額から自己資金・民間資金を除いた「助成額」(A)、②評価関連経費(C)から構成されます(※)。

※ 総事業費と助成額等との関係について

- 総事業費(A+B+C)から評価関連経費(C)を除いた事業に係る経費(A+B)を100%とした時、助成額(A)は80%以下、自己資金や民間資金(B)は20%以上となります。
- 補助率=助成額(A)÷事業に係る経費(A+B)
- また、助成額(A)の内訳については、直接事業費が85%以上、管理的経費が15%以下となります。

【総事業費の概要】



3. 優先的に解決すべき社会の諸課題

次の 1)~3)の領域について特定された 7 つの優先すべき社会の諸課題 (下記参照) のうち、本公募により、助成する民間公益活動では、1)子ども及び若者の支援に係る活動「③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援」、3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動「⑥ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取り組みの支援」の解決を目指しています。実行団体は、事業を提案するにあたり、以下の優先すべき社会の諸課題から取り組む課題を選択してください。かつ、このほかに事業内容に該当する優先すべき社会の諸課題がある場合は、下記より目指すべき成果目標をご提示ください。

<3 つの領域と優先すべき社会の諸課題>

1)子ども及び若者の支援に係る活動

- ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
- ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
- ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援

2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

- ④ 働くことが困難な人への支援
- ⑤ 社会的孤立や差別の解消に向けた支援

3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

- ⑥ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取り組みの支援

⑦ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

4. 実行団体への助成事業に関して

第1部 公募概要のP3に記載のとおりです。

第3章 公募申請手続きについて

1. 申請資格要件

実行団体として助成の対象となる団体については、法人格の有無は問いませんが、ガバナンス・コンプライアンス体制を満たしている団体である必要があります(「第3章 5.選定基準等」参照)。

ただし、上記に該当する団体であっても、次のいずれかに該当する場合は助成の対象となりません。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。)
- (5) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- (6) 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- (7) 資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
- (8) 同一の事業テーマで同時期に複数の資金分配団体に申請した団体
- (9) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - ② 法の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (10) 団体としてのガバナンス・コンプライアンスの体制面で、特定の企業・団体等から独立

していない団体

(11)独立行政法人

※共同事業体の場合の特例

申請事業の運営上の意思決定及び実施を2団体以上で共同して行う場合には、共同事業体（以下「コンソーシアム」という。）での申請を行うことができます。詳細は別添2をご確認ください。

2. 公募期間・申請方法・申請に必要な書類

第1部 公募概要のP9～13に記載のとおりです。

3. 経費について

詳細は別途定める「積算の手引き」及び「精算の手引き」を参照してください。

(1) 積算について

実行団体1団体あたり、事業期間に対する最大の助成額の目安は、2,200万円です。対象となる経費は、民間公益活動の実施に必要な経費とし、個別の資金提供契約において最終決定されるものとします。

- 様式4「資金計画書」は、申請団体が通常使用する会計費目を使用して作成してください。
- 複数年度にわたる事業の場合には、各事業年度及び事業期間全体の資金計画を作成してください。
- この事業に関する事業年度は4月1日から翌年3月31日までとしてください。
- 各費目は算出根拠を示す必要があります。
- 謝金、賃金、旅費、交通費については、弊団体と実行団体とで協議の上ルールを決めていただきます。ただし、その場合でも社会通念上、妥当と認められない水準の場合には、調整することがあります。

【資金計画書作成時の留意点】

- ① 資金計画書は助成金申請額と自己資金又は民間資金を合わせた事業費について記載してください。助成対象経費は、以下の表に基づき、直接事業費と管理的経費とに大きく分けた上で、申請団体が通常使用する会計費目で分類してください。

分類	定義・留意点
直接事業費	- <u>実行団体による民間公益活動の実施に直接係る活動経費のうち、支出に係る証拠書類を提出することが可能な費用です。</u>

	<p>例：謝金、旅費交通費、会議費、会場借料、借料損料、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、施設改修費、機器購入費、委託費、人件費（当該事業に従事する業務従事者の給与）など</p> <p>- 助成額の 85%以上としてください。</p>
管理的経費	<p>- 役職員の人件費等や管理部門などの管理的経費、事務所の家賃等に要する経費で、当該業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費、又活動を実施するための調査費等です。</p> <p>- 助成額の最大 15%とします。</p> <p>- 申請事業の経費として特定することが困難な費用については、他事業と按分して、算出根拠を明らかにしてください。</p>

- ② 評価の確実な実施を図る観点から、評価等に関する調査実施に要する経費として評価関連経費（評価関連経費については助成額とは別枠で助成額の 5.0%以下を助成します。）を助成額と別枠で申請可能です。このため、社会的インパクト評価等に関する調査実施に要する経費（以下「評価関連経費」という）については「管理的経費」に積算する必要はありません。

【対象外経費について】

- ファーストクラス、スーパーシート、プレミアムエコノミー、グリーン車などの特別料金
- 会議費の範囲を逸脱し、社会通念上、接待交際費に当たるもの
- 個人または団体に贈与される寄付金、義援金及び贈呈品等

上記以外の費用であっても、事業目的に沿わない場合などには、減額または対象外となる可能性があります。判断が難しい場合など、不明な点がありましたら、事前にご相談ください。

4. 選定の流れ

第 1 部 公募概要の P 9～10 に記載の通りです。

5. 選定基準等

第 1 部 公募概要の P 8 に記載の通りです。下記の内容も合わせてご確認ください。

<審査の着眼点>

以下の視点で審査を行います。

- ① 利益相反防止のための措置を講じない限り、資金分配団体と利益相反の関係があるとみられる組織、団体等を選定しないこと
※以下、利益相反と考えられる場合とその対応についての例です。
 - 資金分配団体の理事等の役員が実行団体の候補団体の役員に就任している場合、又はその逆のケースは、利益相反のリスクがあり原則として避けるべきであり、資金分配団体、実行団体いずれかの役員を辞職していただくのが原則です。
 - 実行団体の募集にあたっては、会員（メンバー）団体に限定せず、それ以外の団体にもオープンに、公平・公正に公募を行います。
- ② 事業を適確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えていること
- ③ ガバナンス・コンプライアンス体制等については、資金分配団体が整備等を行うガバナンス・コンプライアンス体制等に準じた体制を目指していること
ガバナンス・コンプライアンス体制等に関する諸規程については、別添 1 の必須項目を資金提供契約締結までに提出すること
なお、別添 1 で契約期間中に提出すべきとされているものについては「提出書類に関する誓約書」で提出を誓約すること（ただし、別添 1 の注記をご参照ください）
- ④ 事業計画書において、達成すべき成果、期間、助成期間終了後の活動イメージ、各事業年度における事業内容と必要な費用額、成果の実施時期及び評価の方法（14.事業の評価で詳細を記載）が明示されていること
- ⑤ 休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みとして、補助率を設定（総事業費から評価関連経費を減じた額の 20%以上は自己資金又は民間からの資金を確保）していること
ただし、財務状況や緊急性のある場合などで、希望する団体には、特例的にその理由を明示していただき、自己負担分を減じる。また、複数年度の事業においては、助成終了後の事業継続を見据えて事業の最終年度には補助率を原則に戻すこと

6. 審査結果の通知と公開

(1) 通知方法

審査結果については、申請団体に対し文書で通知します。

(2) 情報公開

実行団体公募要領や公募に必要な書式については弊団体の Web サイト上で一般に公表します。

また、公募に申請した団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）を、募集終了時に弊団体の Web サイト上で公表します。

さらに、選定した実行団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由、助成総額とその算定根拠を弊団体の Web サイト上で広く一般に公表します。

なお、上記の各公表は、少なくとも助成期間が終了するまで継続して公表します。

また、上記に関しては情報公開承諾書（助成申請書の別紙となります。）を提出していただきます。ただし、公表にあたっては、当該実行団体の権利・利益を損なわないように配慮します。

7. 選定後について

(1) 休眠預金助成システム

JANPIA が開発するシステムで事業の進捗管理や評価結果等を報告していただくものです。休眠預金助成システムを使用して、JANPIA 及び資金分配団体、実行団体間で進捗管理や評価結果等をペーパーレスで迅速に共有し一元管理します。また、事業運営の透明性を確保するため、入力された内容は基本的にすべて公開されます。

(2) 事業の進捗管理等

① 進捗報告

実行団体は、資金提供契約に基づき、6 か月ごとの活動の進捗及び総事業費の使用状況について休眠預金助成システムを使って報告してください。

上記に加え、事業の進捗状況を把握するための協議を対面形式で毎月 1 回以上程度行います。この形式はインターネットを通じた遠隔会議、テレビ会議システム等を含みます。

② 年度末報告

実行団体は、資金提供契約に基づき、各事業年度が終了するごとに、休眠預金助成システムにより、事業と収支の報告をしてください。

③ 翌事業年度の資金計画書の提出

実行団体は、指定された期日までに、当該時点における当該事業年度の精算見込書及び翌事業年度の資金計画書を提出してください。

(3) 総事業費の管理と助成金の支払い

① 指定口座の開設について

総事業費を一元的に管理するため、総事業費のみを管理するための指定口座を開設してください。指定口座において総事業費以外の金銭の管理を行わないようにし、指定口座以外の金融機関口座において総事業費の管理を行わないでください。また、指定口座における日本円での預金を除くほか、本総事業費を運用しないようにしてください。

なお、預金保険制度により万一の時にも預金が全額保護されるべきという観点から、決済用預金口座(利息の付かない普通預金あるいは当座預金)を開設してください。通帳が



ない当座預金については、インターネットを通じ取引明細が随時出力できるものに限ります。

② 指定口座の管理

実行団体は、弊団体に対し、指定口座の預金残高や出金及び振込みに関する情報を提供又は報告してください。また、JANPIA がこれらの情報の提供又は報告について、ICT を活用した休眠預金助成システムを通じて行うことを要請した場合には、必要な協力をお願いすることがあります。

③ 支出管理

やむを得ない事由があると弊団体が認めた場合を除き、指定口座から現金の出金を行わず、原則として指定口座からの支出は請求書払い、振込、カード支払いによって行ってください。金額に関わらず、指定口座から出金した現金の額、出金の日時及び目的などは記録してください(帳票のひな形は用意します)。

④ 支払い時期等

初回は2022年9月までの助成金を支払います。ただし、初回の助成金の支払いから2022年9月末までの期間が3か月未満の場合は、初回の助成金支払いは当該9月末からの半年分を加えて支払います。

2回目は、2022年10月に、10月から翌年3月分の助成金を支払います。

3回目(2023年度)以降は、原則として、4月と7月と10月に分割して支払います。詳細は、積算の手引きを参照してください。

⑤ 用途等

総事業費の用途については、資金提供契約で認められたものに限定し、民間公益事業とそれ以外の事業とを区分して経理を行うとともに帳簿を備え付けてください。支払証拠書類は、事業完了日が属する会計年度の終了後、5年間保管してください。

(4) シンボルマークの表示

事業実施に当たっては、休眠預金等を活用して実施する事業であることを示すためのシンボルマークを表示してください。具体的な利用方法については、JANPIA が別途定める「シンボルマーク利用手引き」を必ずご参照ください。

〈シンボルマーク〉 <https://www.janpia.or.jp/kyumin/symbol.html>

〈規程・手引き等〉 <https://www.janpia.or.jp/dantai/symbol/>

(5) 事業完了報告・監査

- ① 助成事業終了日から2週間以内に、休眠預金助成システムを使って弊団体に事業完了報告書を提出してください。
- ② 事業の適正を期するため、または事業の評価を行うため、資金提供契約に基づき助成事業の完了の日の属する事業年度の終了後5年(ただし、本事業の実施により取得

し、又は効用のため増加した財産（以下「本財産」という。）が不動産の場合は 10 年）を経過するまでの間は、報告の聴取、立入検査または監査を行うことがあります。この検査等に JANPIA が立ち会う場合があります。

- ③ 同期間内においては、会計帳簿その他本事業に関する書類データは保管してください。
- ④ 事業完了報告書提出後に実施する監査は、本財産の管理状況及び事業完了後の使用目的等を確認することになります。
- ⑤ 上記①、②に規定する監査においては、必要に応じ外部の専門家による第三者監査を行うことがあります。

第 4 章 本助成事業に求める要件等について

1. 実行団体の基盤強化について

民間公益活動の底上げと自立化、持続的発展をめざし、資金分配団体は実行団体の基盤強化を図るため、実行団体との対等なパートナーシップによる企画の補強から進捗管理、監督、評価、教育・研修事業等の実施による基盤強化支援を行います。

評価等に関する調査実施に要する経費として評価関連経費を助成額とは別枠で申請可能です。（「第 3 章 3. 経費について【資金計画書作成時の留意点】」を参照してください。）

2. 事業の評価

- (1) 休眠預金等に係る資金の活用にあたっては、国民の資産である休眠預金等を活用しているという性質上、その活用の成果を適切に評価し、国民の理解を得るために「説明責任を果たすこと」、活動を効果的・効率的に行うために「学びを改善につなげること」、民間公益活動団体全般の質の向上や資金・人材の獲得などにつなげるために「活かすこと」が求められます。
- (2) 「資金分配団体・実行団体に向けての評価指針」（2020 年 7 月改定）に基づき、評価の客観性や正当性を確保する前提のもと、社会的インパクト評価を行っていただきます。評価の主体は、評価の客観性や正当性を確保するという前提の下、自己評価を基本とします。
- (3) 資金分配団体や JANPIA は、実行団体において評価の実務経験が少ないなど、必要な場合には、各実行団体の自己評価を伴走支援します。
- (4) また、民間公益活動のうち、大規模なもの、重要なものや国民的関心が高いもの等については、外部評価や第三者評価を行うことにより、評価の信頼性及び客観性を確保することとします。なお、実施内容や実施時期については、実行団体、資金分配団体、JANPIA 間で協議の上決定します。
- (5) 評価は事業を実施する前（事前評価）、中間時（中間評価）、事業終了時（事後評価）に実施します。また、必要に応じて追跡評価を実施する場合があります。
- (6) 評価に係る事務負担が、本来なされるべき民間公益活動の負担にならないようにする必要がある

あります。

3. 実行団体に対する監督について

(1) 監督

休眠預金等に係る資金が公正に活用され、事業が適正に執行されるよう監督するために必要な事項について、選定された実行団体との間で締結する資金提供契約に定めます。

不正が生じた場合には、不正の原因究明、関係者に対する厳格な処分、再発防止策の策定及びその内容の公表を行うこととされています。また、資金分配団体または JANPIA が不正行為等を Web サイト上で広く一般に公表すること及び当該不正行為等の関係者について刑事告発等の必要な策を講じることがあります。

(2) 情報公開の徹底

- ① 資金分配団体は、選定された実行団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由、助成総額とその算定根拠を資金分配団体の Web サイト上で公表します。当該事項を実行するための措置として、当該事項について資金提供契約に記載することとなります。
- ② 実行団体は、休眠預金助成システムを通じて実行団体における事業の進捗状況や評価結果、助成金の使用状況等について公表することが求められています。当該事項を実行するための措置として、当該事項について資金提供契約に記載することとなります。これらの仕組みを通じて、資金分配団体は実行団体を適切に監督していることを確認します。
- ③ 資金分配団体は、資金提供契約に基づき実行団体における総事業費の公正な活用及び事業の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、実行団体に対し、以下の措置を講ずることとします。
 - 1) 実行団体における本事業に係る財産の状況に関し、報告または資料の提出を求めること
 - 2) 資金分配団体の職員に実行団体の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、本事業に係る財産の状況に関し質問させ、または帳簿書類その他の物件を検査させること
 - 3) 不正等、内容が重大であり迅速な対応が求められる場合、資金分配団体と協議の上 JANPIA が 1) 2) の措置を講じること

資金分配団体は、上記の措置のほか、

- 実行団体が行う事業の公正かつ適確な遂行のために必要な措置
- その他助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行のために必要な措置を講ずることができます。

4. 外部監査の実施

毎年度の決算について、外部監査が可能であれば受けることを推奨します。なお、外部監査に係る経費については、管理的経費に含めていただいても構いません。

なお、上記とは別途、必要と認める場合には証憑を監査することがあります。

5. 助成金の目的外使用の禁止・財産の処分制限

- (1) 実行団体は、弊団体から受けた助成金を資金提供契約において定める用途以外の用途に使用することは禁じられています。また、資金提供契約において費用間流用について定めた場合には、当該定めに基づき、本総事業費について費用間流用を行うことができます。ただし、人件費については、弊団体が承認した場合に限ります。
- (2) 実行団体は、本事業を実施するに当たって、資金提供契約に基づき、本事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産を、助成期間中及び本事業完了日の属する事業年度の終了後5年間（本事業完了日の属する事業年度の終了時点で、法人税法に定める減価償却資産の耐用年数の残りが5年以内のものについては、その残りの耐用期間に相当する期間とする。）は、善良な管理者の注意を持って管理を行い、本事業又は事業完了時監査において資金分配団体が承諾した事業の実施のためのみに使用するものとし、これらの事業の実施以外の目的で、使用、譲渡、交換、貸付け、担保設定その他の処分を行う場合は、資金分配団体の事前の書面による承諾を得る必要があります。ただし、本財産が不動産の場合は、上記の「本事業完了日の属する事業年度の終了後5年間」を「本事業完了日の属する事業年度の終了後10年間」に延長します。
- (3) 実行団体は、固定資産台帳その他の書類を備えて本財産を管理する必要があります。

6. 選定の取消し等

- (1) 資金分配団体は実行団体が次の以下のいずれかに該当するときは、その選定を取り消し、または期間を定めて本事業の全部若しくは一部の停止を求められることがあります。
 - a) 実行団体による本事業の適正かつ確実な実施が困難であるとき
 - b) 不正行為等（資金提供契約書第15条第1項の不正行為をいう。）があったとき
 - c) 関連法規等、これに基づく措置、処分等又は本契約に違反したとき
 - d) 上記に掲げる事由のほか、資金提供契約が解除された場合その他休眠預金等交付金に係る資金の公正な活用及び事業の適正な遂行が困難と認められるとき
- (2) 実行団体は、上記の規定に基づき事業の全部または一部の停止を求められたときは、その求めに応じて事業の全部または一部を停止しなければなりません。
- (3) (1)の規定に基づき選定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない団体は、実行団体の選定に申請することができません。
- (4) (1)～(3)について、資金提供契約に定めます。

7. 助成金の返還

(1)以下に該当する場合は、弊団体は期限を定めてその返還を実行団体に求めることがあります。

- ① 実行団体の助成金の辞退に伴い助成金の交付決定を取り消した場合において、既に実行団体が交付を受けている助成金。
- ② 実行団体の選定を取り消された場合または助成事業の全部若しくは一部を停止された場合において、取消または停止に係る部分について既に実行団体が交付を受けている助成金。
- ③ 本契約が解除された場合において、本助成金の全部
- ④ 実行団体において不正行為等があった場合において、本助成金の全部
- ⑤ 実行団体において本事業について、国又は地方公共団体から補助金又は貸付金等の支援（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む。）を受けた場合において、その補助金等の支援において対象とされる事業と本事業が重複する部分の助成金

(2) 資金分配団体は、助成金の返還債務の確実な履行のための措置を講じます。

(3) (1)～(2)について、資金提供契約に定めます。

8. 加算金及び延滞金

(1) 実行団体は、助成金の返還を求められたときは、その請求に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を資金分配団体に納めなければなりません。

(2) 実行団体は、助成金の返還を求められ、これを納付期日まで納めなかったときは納付期日の翌日から納付日までの日数に応じてその未納額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を資金分配団体に納めなければなりません。

(3) 資金分配団体は、(1)、(2)において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金または延滞金の全部または一部を免除することができます。

(4) (1)～(3) について、資金提供契約に定めます。

9. 不正等の再発防止措置

(1) 実行団体は、実行団体における総事業費の流用や不正使用等の事案が明らかになった場合は、当該事案が発生した原因を究明し、関係者への処分、再発の防止のための措置を講ずるとともに、その事案の内容等について弊団体に報告するとともに、実行団体の Web サイト等で公表することとします。

(2) (1)の事案が発生した場合、JANPIA 及び資金分配団体は、実行団体における総事業費の流用や不正使用等の事案の概要等を Web サイト等で公表することとします。また、不正使用等の事案に係る者について、資金提供契約に基づく措置を講ずるほか刑事告発等の必要な措置を講じます。

10. 情報公開

- (1) 資金分配団体は実行団体と協議の上、実行団体に対する助成の事実、本事業計画、報告その他の情報について、資金分配団体の事業報告書や Web サイト等に公開することができます。また、前述の通り休眠預金助成システムに登録された情報は公開できるものとします。
- (2) 資金分配団体は実行団体はその選定を取り消されたり、本事業の実施が停止されたりした場合、その事実や関連する対応については実行団体に通知の上、資金分配団体の Web サイトその他の媒体により公開することができます。
- (3) 資金分配団体は上記の公開を行うにあたり、実行団体やその他第三者の知的財産権その他の正当な権利又は利益を侵害することがないように配慮するものとします。

11. 資金提供契約

資金分配団体は、この公募要領に定めるもののほか、実行団体に対する助成の実施に関して必要な事項を、資金提供契約において定めることとします。

第 5 章 その他

1. 説明会の開催

第 1 部 P10 の公募概要に記載の通りです。

2. 問い合わせ先

第 1 部 P13 の公募概要に記載の通りです。

別添 1. ガバナンス・コンプライアンス体制の整備に関する事項

自団体におけるガバナンス・コンプライアンス体制の現況を確認いただきます。

休眠預金活用事業としての説明責任を果たすために、適切な資金管理とそれを支える体制確保が求められます。この体制整備については、実行団体の規模、体制整備の実状などを踏まえて、事業実施期間中を通じて段階的に取り組み、実効性のある体制確保に努めます（運営ルールの明確化、法人形態毎に求められる体制整備について実効性のある形で実施）。

自団体における、指針・ガイドライン・事務フローなど組織内において、適切な資金管理をはじめ事業実施に必要となる意思決定や進捗管理等に必要となるルール等が明確化され、役職員等に周知されている状態を目指します。

※下表は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、この表を参考にガバナンス・コンプライアンス体制を確認してください。なお、不明点等は弊団体へご相談ください。

<参考：ガバナンス・コンプライアンス体制に関する確認すべき項目>

確認を必要とする項目	参考 JANPIAの規程類
● 社員総会・評議員会の運営に関すること	
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款 ※ (7) に関して 社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。
(2)招集権者	
(3)招集理由	
(4)招集手続	
(5)決議事項	
(6)決議（過半数か3分の2か）	
(7)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること	
(8)議事録の作成	
● 理事会の構成に関すること※理事会を設置していない場合は不要です。	
(1)理事の構成「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	・定款

(2)理事の構成「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	
● 理事会の運営に関すること ※理事会を設置していない場合は不要です。	
(1)開催時期・頻度	・理事会規則 ・定款
(2)招集権者	
(3)招集理由	
(4)招集手続	
(5)決議事項	
(6)決議（過半数か3分の2か）	
(7)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること	
(8)議事録の作成	
● 経理に関すること	
(1)区分経理	・経理規程
(2)会計処理の原則	
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別	
(4)勘定科目及び帳簿	
(5)金銭の出納保管	
(6)収支予算	
(7)決算	
● 役員及び評議員の報酬等に関すること	
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	・役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程
(2)報酬の支払い方法	
● 職員の給与等に関すること	
(1)基本給、手当、賞与等	・給与規程
(2)給与の計算方法・支払方法	
● 理事の職務権限に関すること	
代表理事、業務執行理事等の理事の職務及び権限が規定されていること	・理事の職務権限規程
● 監事の監査に関すること	
監事の職務及び権限が規定されていること	・監事監査規程

● 情報公開に関すること	
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	・情報公開規程
● 組織(事務局)に関すること	
(1)組織(業務の分掌)	・事務局規程
(2)職制	
(3)職責	
(4)事務処理(決裁)	
● 文書管理に関すること	
(1)決済手続き	・文書管理規程
(2)文書の整理、保管	
(3)保存期間	
● 利益相反防止に関すること	
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること	
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること	
● 倫理に関すること	
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)	
(3)私的利益追求の禁止	
(4)利益相反等の防止及び公開	
(5)特別の利益を与える行為の禁止	

「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること	
(6)情報公開及び説明責任	
(7)個人情報の保護	
● コンプライアンスに関すること※資金提供契約書に規定されます。	
(1)コンプライアンス担当組織 コンプライアンスを担当する責任者を設置していること	・コンプライアンス規程
(2)コンプライアンス違反事案 「不正発生時 には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その 内容を公表する」という内容を含んでいること	
● 内部通報者保護に関すること※資金提供契約書に規定されます。	
(1)ヘルプライン窓口 自団体で整備することが困難な場合は、JANPIAのヘルプライン窓口の外部機関を利用することで足りるものとする	・内部通報（ヘルプライン）規程
(2)通報者等への不利益処分の禁止 消費者庁が策定する「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（平成28年12月9日）に沿って内部通報者保護規程を定めること	
● リスク管理に関すること	
(1)具体的リスク発生時の対応	・リスク管理規程
(2)緊急事態の範囲	
(3)緊急事態の対応の方針	
(4)緊急事態対応の手順	

別添2. コンソーシアムでの申請

申請事業の運営の意思決定及び実施を2団体以上で共同して行う場合には、コンソーシアムでの申請を行うことができます。

- 1) コンソーシアムを構成する団体（構成団体）から幹事団体を選び、申請は幹事団体が行います。
- 2) 申請にあたり、構成団体間で合意された各構成団体の役割については、事業計画書「VI. インプット」に記入してください。
- 3) その他申請書類については、『2.公募期間・申請方法・申請に必要な書類』を参照してください。
- 4) 採択された場合は、資金提供契約締結時に、構成団体間で、次の内容を定めた「コンソーシアム協定書」を締結していただきます。

定める内容：構成団体間で合意された各構成団体の役割、意思決定機関としての運営委員会の設置、コンプライアンス責任者の設置、内部通報窓口の設置（JANPIAの内部通報窓口が利用可能です）、連帯責任内容、並びに運営規則等

- 5) 「コンソーシアム協定書」作成の際に、「コンソーシアム協定書作成における留意点」を参考にしてください。
- 6) 当該協定書の副本は参考資料として資金分配団体との資金提供契約の締結時に資金分配団体に提出していただきます。
- 7) 各構成団体で、自団体における、指針・ガイドライン・事務フローなど組織内において、適切な資金管理をはじめ事業実施に必要な意思決定や進捗管理等に必要なルール等が明確化され、役職員等に周知されている状態を目指します。